

青森県准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリスト

青森県准看護師試験受験資格認定申請を行うときは、このチェックリストの「提出書類」欄に記載されている書類を「注意事項」欄に記載されている内容に留意の上、準備してください。

なお、このチェックリストは、書類に不備や不足がないよう□にレ点でチェックし、申請書類に添付して提出してください。

氏名：_____

<申請時の持ち物>

- 提出書類（看護師国家試験受験資格認定申請書類等チェックリスト含む）
- 写真付きの本人確認書類
(外国籍の者はパスポート、日本国籍の者はパスポート・運転免許証など日本国の公的機関が発行した書類)
- 筆記用具、印鑑、朱肉

| 項目 | 提出書類 | 注意事項 | 事務局 使用欄 |
|----|--|--|------------|
| 1 | <input type="checkbox"/> 看護師国家試験受験資格認定願（様式1） | <ul style="list-style-type: none"> ● 申請年月日及び署名は、申請時に記入してもらうので、空白のままとする。 ● 申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した写真（6cm×4cm）の裏面に氏名を記入し、所定の位置に貼付すること。（加工不可。） | |
| 2 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日本国籍の者：戸籍抄本又は戸籍謄本（申請前6か月以内に発行されたものに限る。） ● 外国籍の者：在留カード、住民票の写し（申請前6か月以内に発行されたマイナンバーが記載されていないものに限る。）のうちいずれか。ただし、短期在留者等で上記書類がない者は、パスポートの写し。 ● いずれの書類も原本とその写しを持参すること。 | |
| 3 | <input type="checkbox"/> 医師の診断書（様式2） | <ul style="list-style-type: none"> ● 日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。 ● 診断書に記載の氏名は2項の本人確認書類と一致しかつローマ字で記載されていること。 | |
| 4 | <input type="checkbox"/> 外国における看護師免許証 <input type="checkbox"/> 外国における看護師免許証の写し <input type="checkbox"/> 外国における看護師免許証の日本語訳 | <ul style="list-style-type: none"> ● 看護師資格取得見込みでは受理できない。 ● 日本における准看護師資格に該当する資格ではない。 ● 外国では、日本の看護師免許に相当する資料が複数必要となる場合があるため、必要な書類は全て用意すること。 ● 免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ● 関係機関ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること。 ● 有効期限が切れている場合は更新し、有効期限内のものを用意すること。 | |
| 5 | <input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書 <input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し <input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の日本語訳 | <ul style="list-style-type: none"> ● 卒業証書の提出ができない場合、卒業証明書・卒業証明書の日本語訳を提出すること。（その場合は原本を提出する。） ● 免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ● 卒業時と異なる学校養成所名で発行された卒業証明書の場合は、校名変更を証明する書類を提出すること。（例えば、当該校の施設長による証明書の提出など。） ● 外国看護師学校養成所卒業後（看護師免許取得後）、短期大学、大学、又は大学院を卒業又は修了した場合は学士証書等とその写しを提出すること。 ● 関係機関ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること。（施設長の署名（※）のあるものを提出する。） | |

| 項目 | 提出書類 | 注意事項 | 事務局 使用欄 |
|----|---|--|------------|
| 6 | <input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類 <input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類の日本語訳 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当該施設長の証明があるものに限る。（施設長の署名が記入されていること。学校印は不可。） ● 在学当時に履修した教育内容であることが示されていること。（西暦で記載） ● 教育内容は全体の概要ではなく、履修した科目毎に明示されていること。 ● 教育内容及び時間数は、講義（学内実習及び演習を含む。）と臨地実習の別がわかるように記載されていること。 ● 申請者が履修した科目的教育内容と時間数及び単位数が明らかな書類かつ科目名が一致しているものであること。（学業成績証明書、シラバス、進行表等） ● 単位制であっても必ず時間数に換算すること。（換算方法について、当該施設長の署名がある書類を提出すること。） ● クオーター制の場合は、セメスター制として換算し直すこと。 ● 免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ● 当該校ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること。（施設長の証明があること。） | |
| 7 | <input type="checkbox"/> 対照表（様式3） | <ul style="list-style-type: none"> ● 教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野I、専門分野II、統合分野の別がわかるように記載すること。 ● 講義（学内実習及び演習を含む。）と臨地実習を区別すること。 ● 項目6で証明されている全ての履修科目的教育内容、単位数、時間数を明らかにすること。 ● 単位制であっても必ず時間数に換算すること。（換算方法は、当該施設長の署名（※）のある書面を提出する。） ● クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。 ● 免許取得要件である教育内容が対象となるため、免許取得後の教育は対象とならない。 ● 所定様式が2枚以上にわたって構わない。 ● 項目6で証明されている内容と、矛盾のないように記載すること。 | |
| 8 | <input type="checkbox"/> 外国看護師学校養成所及び当該学部等が認可されていることが証明できる書類（パンフレットや施設長の証明書等） <input type="checkbox"/> 外国看護師学校養成所及び当該学部等が認可されていることが証明できる書類の日本語訳 | <ul style="list-style-type: none"> ● パンフレットまたは証明書のいずれかの書類の提出で良い。 ● 卒業した外国看護師学校養成所及び当該学部等が当該国または州政府などによって正式に認可されたことが示されている書類に限る。 ● 当該施設長の証明のあるものに限る。（施設長の署名（※）が記入されていること、学校印は不可。） ● 免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ● 当該校ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること、その場合も当該施設長の署名（※）のあるものに限る。 | |
| 9 | <input type="checkbox"/> 日本語能力試験N1の認定書又は成績書 <input type="checkbox"/> 日本語能力試験N1の認定書又は成績書の写し | <ul style="list-style-type: none"> ● 認定書または成績書の提出ができない場合、「日本語能力試験N1認定結果及び成績に関する証明書」を提出すること。 ● 日本で日本語能力試験N1を受験された者は「日本語能力試験N1認定結果及び成績に関する証明書」の原本の写しは不要である。 ● 平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級も可とする。 ● 日本の中学校及び高等学校を卒業している者は、提出不要。 | |

*施設長からの署名がもらえない場合、同施設の学部長以上の職位の方のサインでも可。その場合、サインした方の職位が分かる証明書又は施設長からの委任状等に当該者に委任されていることが分かる書類が必要。（客観的に第三者もしくは所属団体が証明していることが分かること。）

必要に応じ提出する書類

必要に応じて以下の書類の提出を求める場合があります。

ご不明な点等ありましたら、厚生労働省医政局看護課受験資格認定担当までご連絡ください。

| 項目 | 提出書類 | 注意事項 | 事務局 使用欄 |
|---------|--|--|------------|
| 10 ① | <input type="checkbox"/> 外国における資格試験の合格証書 <input type="checkbox"/> 外国における資格試験の合格証書の写し <input type="checkbox"/> 外国における資格試験の合格証書の日本語訳 <p>※国家試験制度がある外国の場合は、提出が必要。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 合格証書の提出ができない場合、合格証明書・合格証明書の日本語訳を提出すること。（その場合は原本を提出する。） ● 免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ● 関係機関ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること。 ● 国家試験またはこれと同等の制度が確立していない場合は、その旨を根拠法令の関係条文で確認できること。 | |
| 10 ② | <input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式4） <p>※電話予約時や事前相談等で必要と助言された場合など。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 在学当時の状況を記載し、「年月日時点」と当時の日付を記入すること。（入学から卒業までの期間内の日付であること。） ● 提出書類は公的な機関において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ● 日本語訳の書類の署名欄には、原本を記入した施設長の氏名を、申請者が記入すること。 ● 当該施設長の証明のあるものに限る。（施設長の署名（※）が記入されていること。学校印は不可。） ● 養成所名は卒業証書等に記載されている表記と統一すること。 | |
| 10 ③ | <input type="checkbox"/> 根拠法令の関係条文の抜粋※①～⑪ <p>・以下の内容の条文を提出すること。</p> <input type="checkbox"/> 法律の目的 <input type="checkbox"/> 資格の定義 <input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 欠格事由 <input type="checkbox"/> 籍の登録 <input type="checkbox"/> 免許の交付及び免許証の付与（更新） <input type="checkbox"/> 免許登録の要件 <input type="checkbox"/> 免許取り消し又は業務停止処分の手続き <input type="checkbox"/> 国家試験の受験資格 <input type="checkbox"/> 看護師の業務 <input type="checkbox"/> 養成所の規定・基準 <p>※①～⑩の書類の内容や要否を証明するのに必要な事項を提出。</p> <input type="checkbox"/> 根拠法令の関係条文の抜粋の日本語訳 | <ul style="list-style-type: none"> ● 免許取得時と現行の根拠法令の関係条文を提出すること。 ● 抜粋箇所がわかるように明記すること。 ● 免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ● 関係機関ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること。 ● 文献から引用した場合は、出典を明記すること。 | |